

支援物資物流に関わる各種規制の整理

国土交通省 関東運輸局 交通環境部

平成26年10月10日

支援物資物流に関わる各種規制の整理

支援物資物流に関する法律等

支援物資物流に関する主な法律をリストアップし、その概要を整理する。

支援物資物流に関する主な法律等

	トラック	航空	海運		鉄道
			フェリー・旅客船	貨物船	
災害関連法	災害対策基本法 災害救助法				
業法	貨物自動車運送事業法	航空法	海上運送法	内航海運業法 港湾運送事業法 港湾労働法	鉄道事業法
	貨物利用運送事業法				
関連法・条例等	道路交通法 道路法 自動車Nox・PM法 道路運送車両法	空港法 空港管理条例	港湾法 港則法 海洋汚染防止法 SOLAS条約 船舶安全法 船員法 港湾管理条例		
	消防法 労働基準法				

支援物資物流に関わる各種規制の整理

支援物資物流に関する主な法律等【概要】①

	法令名	目的・概要	所管省庁
災害関連法	災害対策基本法	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。内閣総理大臣が指定した機関（指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関）は、法律の規定により災害発生時にそれぞれの職域における責任を果たす義務を負っている。	内閣府
	災害救助法	災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者（罹災者）の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。	内閣府
業法	貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。	国土交通省
	航空法	国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。	国土交通省
	海上運送法	海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。（主に旅客自動車運送であるフェリーなどの事業、また海運仲立業及び海運代理店業についての法律）	国土交通省
	内航海運業法	内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。	国土交通省
	港湾運送事業法	港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。	国土交通省
	港湾労働法	港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。	国土交通省
	鉄道事業法	鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。	国土交通省
	貨物利用運送事業法	貨物利用運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、貨物利用運送事業の健全な発達を図るとともに、貨物の流通の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応した貨物の運送サービスの円滑な提供を確保し、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することを目的とする。	国土交通省

支援物資物流に関わる各種規制の整理

支援物資物流に関する主な法律等【概要】②

	法令名	目的・概要	所管省庁
関連法・条例等	道路交通法	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。	警視庁・警察庁
	道路法	道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。	国土交通省
	自動車Nox・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定地域について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定め、並びに事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）による措置等と相まって、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。	環境省・国土交通省
	道路運送車両法	道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。	国土交通省
	空港法	空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、日本の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。	国土交通省
	空港管理条例	空港管理者の管理する空港の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。	自治体等
	港湾法	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。	国土交通省
	港則法	港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図ることを目的とする。	海上保安庁
	海洋汚染防止法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。	国土交通省
	SOLAS条約（海上における人命の安全のための国際条約）	船舶の安全性確保のための規則を定める多国間条約	多国間条約

支援物資物流に関わる各種規制の整理

支援物資物流に関する主な法律等【概要】③

	法令名	目的・概要	所管省庁
関連法・条例等	船舶安全法	船舶における人命の安全確保等を目的とする。	国土交通省
	船員法	日本船舶又は日本船舶以外の船舶に船員として乗り組む船長及び海員並びに予備船員の雇入契約や給料、労働時間、有給休暇等を定めた法律	国土交通省
	港湾管理条例	港湾管理者の管理する空港の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。	自治体等
	消防法	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。	消防庁
	労働基準法	労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならないとの認識のもと、最低基準の労働条件を定め、労働関係の当事者へ、この基準を理由とした労働条件の低下を禁じ、その向上を図るよう定めている。	厚生労働省

(資料)法令データベース等より作成

支援物資物流に関する規制緩和の実施状況

東日本大震災において行われた規制緩和等のうち、支援物資物流に関する事項を輸送モード別に整理する。

支援物資物流に関する規制緩和等①

番号/所管府	内容	省庁措置の具体的内容	根拠	措置等の日付	文書名等	トラック	航空	海上	鉄道
12 警察庁	制限外積載許可事務の取扱い	警察による制限外積載許可については、従来から、同一運転者により定型の反復、継続して行われる場合、期間を定めた包括的な許可を可能としているが、震災への対応として、①目的地が被災地である申請を優先的に処理すること、②「貨物が分解できないもの」の判断について、被災地では大型貨物を組み立てる場所、施設、熟練者等の確保が困難な場合があることも考慮し柔軟な判断をすることとした。	通達	平成23年4月22日	平成23年4月22日付警察庁丁規発第73号「東日本大震災の被災地の復旧・復興活動に係る制限外積載許可事務の取扱いについて」	○			
13 警察庁	制限外けん引許可事務の迅速化	制限外けん引申請に係る車両の目的地が被災地である場合には、優先的に迅速な処理を行うこととした。	事務連絡	平成23年5月18日	平成23年5月18日付事務連絡「東日本大震災の被災地の復旧・復興活動に係る制限外けん引許可事務の取扱いについて」	○			
19 消費者庁	震災地域における食品衛生法の運用	震災地域で販売・授与される食品の表示について、当分の間、食品衛生法に基づく行政措置の対象としない。なお、公衆衛生の確保には、引き続き配慮いただきたい。(当措置は平成23年7月31日をもって廃止。ただし、消費者の誤認を招かず、かつ、公衆衛生の見地から問題が生じない軽微な違いであって、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしている食品で、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知	平成23年3月16日 平成23年3月18日 平成23年7月15日	平成23年3月16日付消費表第112号「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について」 平成23年3月18日付消費表第120号「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について」 平成23年7月15日付消費表第312号「東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて」	○	○	○	○
21 消費者庁	食品衛生法に基づく表示基準の経過措置の運用	食品衛生法に基づく表示基準のうち、平成23年3月31日をもってその移行期間が終了するものについては、旧規定による表示があったとしても、当分の間、食品衛生法に基づく行政措置の対象としない。(当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知	平成23年3月24日 平成23年7月15日	平成23年3月24日付消費表第131号「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の経過措置の運用について」 平成23年7月15日付消費表第312号「東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて」	○	○	○	○
22 消費者庁	容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)に係る食品衛生法の運用	容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)のうち、消費者の誤認を招くような表示をしておらず、殺菌又は除菌を行わないものについてはその旨等を、製品に近接したPOPや掲示により消費者が知ることができるようにしているものについては、義務表示事項が表示されていなくとも、当分の間、食品衛生法に基づく行政措置を行わない。なお、国内において製造される商品については、製造者に関する情報を消費者庁食品表示課へ届け出させるとともに、当該情報を商品に表示させることとする。また、掲示等には、消費者への適切な情報提供の観点から、硬水・軟水の別を併せて表示することが望ましい。(当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に契約がなされており、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知	平成23年3月25日 平成23年7月15日	平成23年3月25日付消費表第136号「東北地方太平洋沖地震に伴う容器入り飲料水に係る食品衛生法に基づく表示基準の運用について」 平成23年7月15日付消費表第312号「東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて」	○	○	○	○
23 消費者庁	食品衛生法に基づく表示基準の運用	①震災地域にも相当量を供給している食品であって、今般の地震によりやむを得ない理由で当該製品の原材料を緊急に変更せざるを得ないものについて、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売・授与する際の包材の変更が一時的に追いつかない場合には、例示すべき調味料の名称の違いなど、消費者の誤認を招かず、かつ、公衆衛生の見地から問題が生じない軽微な違いであって、製品に近接したPOPや掲示により、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしていれば、当分の間、食品衛生法に基づく行政措置を行わなくても差し支えないこととする。②委託先の製造者や製造所を変更する場合については、消費者庁食品表示課へ届け出ることにより、表示された製造所の所在地及び製造者の氏名と実際の製造所の所在地及び製造者の氏名が異なることとなっても差し支えないこととする。(①の措置については平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。②の措置については同年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日までに届出されたものであって、同年10月31日までに製造されるものは除く。)	通知	平成23年3月29日 平成23年7月15日	平成23年3月29日付消費表第138号「東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく表示基準の運用について(追加)」 平成23年7月15日付消費表第312号「東日本大震災に伴う食品衛生法の運用に係る通知の取扱いについて」	○	○	○	○

(資料)内閣府「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況(平成23年4月19日公表・平成24年12月12日更新)」より作成

東日本大震災における支援物資物流に関わる規制緩和等(内閣府「各府省の規制緩和等の状況」より)

支援物資物流に関する規制緩和等②

番号/所管府	内容	省庁措置の具体的内容	根拠	措置等の日付	文書名等	トラック	航空	海上	鉄道
24 消費者庁・農林水産省	JAS法に基づく品質表示基準の経過措置の運用	JAS法に基づく表示基準のうち、平成23年3月31日をもってその移行期間が終了するものについては、旧規定による表示があったとしても、当分の間、JAS法に基づく行政措置の対象としない。(当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知	平成23年3月24日 平成23年7月15日	平成23年3月24日付消費表第132号「東北地方太平洋沖地震を受けたJAS法に基づく品質表示基準の経過措置の運用について」平成23年7月15日付消費表第311号・23消安第2198号「東日本大震災に伴うJAS法の運用に係る通知の取扱いについて」	○	○	○	○
25 消費者庁・農林水産省	容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)に係るJAS法の運用	容器入り飲料水(ミネラルウォーター類)のうち、消費者の誤認を招くような表示をしておらず、表示責任者(製造業者、輸入業者等の名称・住所)、原産国(輸入品の場合)等を、製品に近接したPOPや掲示により商品選択の際に消費者が知ることができるようにしているものについては、当分の間、JAS法に基づく行政措置の対象としない。(当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に契約がなされており、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知	平成23年3月25日 平成23年7月15日	平成23年3月25日付消費表第135号・22消安第10221号「東北地方太平洋沖地震に伴う容器入り飲料水に係るJAS法の運用について」平成23年7月15日付消費表第311号・23消安第2198号「東日本大震災に伴うJAS法の運用に係る通知の取扱いについて」	○	○	○	○
26 消費者庁・農林水産省	加工食品に係るJAS法の運用	震災地域にも相当量を供給している加工食品であって、今般の地震によりやむを得ない理由で当該製品の原材料を緊急に変更せざるを得ないものについて、震災地域への供給増等により震災地域以外で販売する際の包材の変更が一時的に追いつかない場合には、当該製品の一括表示欄の原材料の記載順違など消費者の誤認を招かない軽微な違いであって、製品に近接したPOPや掲示により、本来表示すべき内容を消費者が知ることができるようにしていれば、当分の間、JAS法に基づく行政措置の対象としない。(当措置は平成23年8月15日をもって廃止。ただし、同年8月15日時点で既に表示がなされた容器包装を用いて、同年10月31日までに製造又は輸入されるものは除く。)	通知	平成23年3月29日 平成23年7月15日	平成23年3月29日付消費表第137号・22消安第10222号「東北地方太平洋沖地震に伴う加工食品に係るJAS法の運用について」平成23年7月15日付消費表第311号・23消安第2198号「東日本大震災に伴うJAS法の運用に係る通知の取扱いについて」	○	○	○	○
43 財務省	救援物資の輸入手続の簡素化等	被災者に無償で提供する救援物資の輸入に当たっては、その貨物に課される関税・消費税は免除し、その際の手続において、寄贈物品等免税明細書の提出を省略することができるものとする。また公的機関や民間支援団体等が輸入する救援物資については、簡易な様式で申告を行うことができることとする。等	事務連絡	①②平成23年3月11日 ③平成23年3月12日	①平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等による被害に対する救援物資等の通関手続について②平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等による被害に対する救援物資等を積載した船舶等の入出港手続等について③東北地方太平洋沖地震等による被害に対する救援物資等の通関手続について		○	○	
53 財務省	被災地域の貿易活性化等	・本船扱い及び中扱いの弾力的な運用通達に規定されている条件(品目等)に合致しない貨物についても、外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出入申告をすることを認める。・総合保税地域の許可基準の弾力的な運用外国貨物の蔵置、加工・製造、展示などの機能を総合的・一体的に活用できる総合保税地域の許可基準の弾力的な運用を図る。等	事務連絡	平成23年5月30日	東日本大震災からの復興に係る税関の支援策の実施について		○	○	
75 厚生労働省	救援物資の取扱い	救援物資に該当する貨物であることが確認された食品等については、食品衛生法第27条に係る届出を要しないこととする。	通知	平成23年3月15日	平成23年3月15日付食安検発0315第1号東北地方太平洋沖地震に関する救援物資の取扱いについて	○	○	○	○
93 厚生労働省	ミネラルウォーター類の輸入時審査について	当分の間、ミネラルウォーター類の輸入届出の審査について、輸入実績がある製品については届出事項に不備がなく、かつ、輸入実績のある製品であることが確認できる場合にあっては、追加的報告を求めず審査を終了する等、審査手続きを簡素化する。	通知	平成23年3月31日	平成23年3月31日付ミネラルウォーター類の輸入時審査について		○	○	
146 経済産業省	輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令上の特例措置	災害により許可証等を紛失した者に対し、当該許可証等の写し、申請書類等の写しがない場合についても、再発行申請を受理する。また、許可証等の有効期限内に有効期限の延長申請ができなかった者については、申請日まで有効期間があるものとみなし、有効期限の延長申請を受理する。	事務連絡	平成23年3月16日	平成23年3月16日付東北地方太平洋沖地震に伴う輸出入手続の特例措置について		○	○	

(資料)内閣府「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況(平成23年4月19日公表・平成24年12月12日更新)」より作成

東日本大震災における支援物資物流に関わる規制緩和等(内閣府「各府省の規制緩和等の状況」より)

支援物資物流に関する規制緩和等③

番号/所管府	内容	省庁措置の具体的内容	根拠	措置等の日付	文書名等	トラック	航空	海上	鉄道
167 国土交通省	船舶の出入港に係る諸手続きの簡素化	船舶の出入港等の届出については、連絡手段を問わず受け付ける。	事務連絡	平成23年3月12日	平成23年3月12日付事務連絡			○	
168 国土交通省	海技免状、船舶検査、雇入契約等の申請手続き等の取扱い	海技免状については、免許申請期間の実質的な延長、船舶検査等については、添付書類の省略、検査証書等の有効期間の延長等、雇入契約の成立等の届出については、事後的な手続を可とする等の弾力的な措置を認める。(海技免状及び雇入契約の成立等の届出については平成24年7月1日をもって措置終了)船舶検査等の特例の取扱いのうち、被災地からのがれき等の輸送については、期間を平成26年3月13日まで延長した。	事務連絡	○海技免状関係 平成23年3月14日 平成24年3月29日 ○船舶検査関係 平成23年3月14日 平成23年3月17日 平成23年3月25日 平成24年3月9日 ○雇入契約関係 平成23年3月14日 平成24年3月27日	○海技免状関係 平成23年3月14日付事務連絡平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震災害対策に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法関連業務の取扱いについて平成24年3月29日付事務連絡「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震災害対策に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法関連業務の取扱いについて(平成23年3月14日事務連絡)」の廃止について ○船舶検査関係 平成23年3月14日付事務連絡東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて 平成23年3月17日付事務連絡東北地方太平洋沖地震に伴う船舶登録測度の取扱いについて 平成23年3月25日付事務連絡東北地方太平洋沖地震に伴う「がれき等」の運送について 平成24年3月9日付事務連絡東日本大震災に伴う「がれき等」の運送について ○雇入契約関係 平成23年3月14日付事務連絡東北地方太平洋沖地震に係る船員法関係事務の取扱いについて(事務連絡) 平成24年3月27日付事務連絡東北地方太平洋沖地震に係る船員法関係事務の取扱いについて			○	
170 国土交通省	船員の在籍出向の特例	乗組船員を確保できない船舶所有者について、交替要員を在籍出向の形態で配乗させる場合等の特例を設ける。	通達	平成23年3月16日	平成23年3月16日付国海人第176号平成23年東北地方太平洋沖地震に係る船員の在籍出向の特例について			○	
171 国土交通省	救援活動における航空機からの物件投下の届出等に関する法手続の弾力的な運用	救援活動に従事する航空機については、救援物資の投下の届出、空港以外の場所での離着陸及び最低安全高度以下の飛行の許可について、具体的な回数又は場所を特定しない包括的な法手続を可能とする。(平成23年10月20日、一定規模以上の災害が発生したときにも、同様の手続きをとることが可能となるよう措置を一般化。)	通知通達	平成23年3月17日 平成23年10月20日	平成23年3月17日付国空航第1366号東北地方太平洋沖地震に係る救援活動における航空法第89条ただし書の届出等に関する処理要領について(平成23年10月20日付国空航第305号により廃止)平成23年10月20日付国空航第305号災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等の柔軟化について		○		
172 国土交通省	救援活動等に従事する航空機の耐空証明の有効期間満了時の取り扱い	救援活動等に使用される航空機に関して、航空機の耐空証明の有効期間が満了する場合であって、救援活動を継続的に行う必要等によりその更新が困難である場合には、航空法上の許可を受けることで、有効期間満了後も、当該航空機により、引き続き救援活動を行ってもよいこととする。	通知	平成23年3月18日	平成23年3月18日付国空機第1152号国空乗第625号東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動に従事する航空機に関する航空法上の手続の弾力的な運用について		○		
173 国土交通省	救援活動等に従事する航空機乗組員の航空身体検査証明の有効期間満了時の取り扱い	救援活動等に使用される航空機に関して、航空機乗組員の航空身体検査証明の有効期間が満了する場合であって、救援活動を継続的に行う必要等によりその更新が困難である場合には、航空法上の許可を受けることで、有効期間満了後も、当該航空機乗組員により、引き続き救援活動を行ってもよいこととする。	通知	平成23年3月18日	平成23年3月18日付国空機第1152号国空乗第625号東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動に従事する航空機に関する航空法上の手続の弾力的な運用について		○		
174 国土交通省	漂流物に関する注意喚起	家屋等の漂流物との衝突を回避できない状況が発生した場合、沿海区域を越えて航行することができない船舶も緊急避難的に沿海区域を越えて航行することを認める。【措置終了】	事務連絡	平成23年3月18日	東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について(平成23年11月17日付国海安第109号国海技第110号により廃止)			○	
175 国土交通省	国際貨物チャーター便の運用	被災地への支援物資の輸送を主たる目的として運航される国際貨物チャーター便につき、航空自由化が実現していない国・地域との間でもフォワーダー・チャーターの運航を認めるとともに、原則運航の10日前までに行わなければならない運航の許可の申請期限を、運航の3日前までと緩和する。	通達	平成23年3月18日	平成23年3月18日付国空国第3354号・国空事第872号東北地方太平洋沖地震の発生に伴う国際貨物チャーター便の運用について		○		
176 国土交通省	被災地の復興を目的とする船舶に係る乗組み基準の特例	船舶職員及び小型船舶操縦者法では、個々の船舶の実情に応じて、航行の安全上支障がないと認められる範囲内で、適切な配乗を認めることができるとしているところ、今般、震災の影響に鑑み、平水区域を航行区域とする船舶が、被災地の復興作業に従事することを目的として定係港及び被災港間等を回航する場合については、平水区域に係る乗組みで沿海区域を航行することを一時的に認める。	通達	平成23年3月19日	平成23年3月19日付国海技第174号平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震災害対策に係る船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条特例許可の取扱いについて			○	
177 国土交通省	危険物荷役に係る許可手続きの簡素化	港の状況に応じ、非常時における現実的な安全対策を講じさせることにより、概ね即日許可できるよう、迅速な処理を行う。	事務連絡	平成23年3月20日	平成23年3月20日付事務連絡被災港における危険物荷役の特例について			○	

(資料)内閣府「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況(平成23年4月19日公表・平成24年12月12日更新)」より作成

東日本大震災における支援物資物流に関わる規制緩和等(内閣府「各府省の規制緩和等の状況」より)

支援物資物流に関する規制緩和等④

番号/所管府	内容	省庁措置の具体的内容	根拠	措置等の日付	文書名等	トラック	航空	海上	鉄道
180 国土交通省	特車許可審査事務の迅速化	震災復興の観点から、特殊車両通行許可申請の「目的地」又は「出発地」が被災地周辺の場合は、最優先で処理を行う。	事務連絡	平成23年3月29日	平成23年3月29日付け「東北地方太平洋沖地震」に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについて	○			
181 国土交通省	新規登録、移転登録申請時の特例的措置	特定の地域内に住所を有する者が自動車を取得する際の、新規登録、移転登録に必要な書類の緩和措置。【本措置は平成23年4月18日をもって、国自情第18号の措置に移行】	通達	①平成23年3月30日 ②平成23年4月18日 ③平成24年4月18日	①平成23年3月30日付国自情第235号被災地域における新規登録等の申請について②平成23年4月18日以降は平成23年4月18日付国自情第18号被災地域における新規登録等の申請について(国自情第235号は廃止)③国自情第18号被災地域における新規登録等の申請について【国自情第12号により廃止】	○			
183 国土交通省	トラック輸送対策	トラック輸送力を確保することにより、特定の被災地域の支援業務及び復興支援等に安定的に対応するという観点から、緊急時の対応として、当分の間、一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車としてレンタカーを使用することを認める。	通達	平成23年4月5日	「東日本大震災の影響に伴うトラック輸送対策について」(平成23年4月5日付け国自貨第12号)	○			
186 国土交通省	船員手帳、雇入契約及び船員の未払い賃金の立替払い等の申請手続き	・被災した船員の再就職の円滑化に向けて船員手帳の再交付、雇入契約の確認等の取扱いを弾力的に行う。(平成24年7月1日をもって措置終了)・船員の未払い賃金の立替払いの申請書類について負担軽減と迅速処理を行う。	通知 事務連絡	平成23年4月11日 平成24年3月27日	東北地方太平洋沖地震災害に係る船員手帳、雇入契約及び船員の未払い賃金の立替払い等の申請手続きについて平成24年3月27日付事務連絡東北地方太平洋沖地震に係る船員法関係事務の取扱いについて			○	
189 国土交通省	自動車の新規登録等申請	平成23年3月30日付、東北運輸局自動車技術安全部長あて国自情第235号(別添)による取扱いを、被災地に住所を有する所有者または使用者が他地域で新規登録を行う際にも拡大するもの。【本措置は平成24年4月18日をもって終了】	通達	平成23年4月18日	国自情第18号被災地域における新規登録等の申請について【国自情第12号により廃止】	○			
192 国土交通省	災害復旧車両等の自動車検査証の有効期間の伸長等	東北地方太平洋沖地震による被災地において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行う自動車であって、公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有するもの等について、継続検査を受けることが困難であると認められることから、当該自動車検査証の有効期間を最長で平成23年6月11日まで伸長。【同日をもって措置終了】	公示	平成23年5月10日	東北運輸局宮城運輸支局長公示第6号等	○			
196 国土交通省	新車の排出ガス規制等の特例的取扱	平成23年9月1日より新車の新規登録時に適用される予定であった以下の規制について、震災による影響により自動車の供給に遅れが出て、このままでは適用前に供給予定であった自動車の登録ができなくなるおそれがあることから、適用時期を1ヶ月延期し、平成23年10月1日からの適用とする。①車両総重量3.5t超～12t以下のトラック・バス等の排出ガス規制②車両総重量3.5t超のトラックの前部潜り込み防止装置装着義務づけ	告示	平成23年7月6日	道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成23年7月6日国土交通省告示第725号)	○			
199 国土交通省・環境省	自動車NOx・PM法の特例的取扱	首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏の対策地域内の登録自動車に対して、適用猶予期間までの間に一定の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準を満たすことを求める自動車NOx・PM法の規制について、震災の影響により、自動車メーカーからの新車の供給が滞り、バス事業者等において代替車両の調達に支障が生じるおそれがあることから、平成23年3月11日から9月30日に使用期限を迎える車両の猶予期間を延長した。(平成23年9月30日をもって措置終了)	告示 省令	平成23年4月26日 平成23年5月12日	道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する件(平成23年4月26日国土交通省告示第425号)東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令(平成23年5月12日環境省令第9号)	○			

(資料)内閣府「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況(平成23年4月19日公表・平成24年12月12日更新)」より作成

支援物資物流に関わる規制緩和の要望事項(経団連資料より)

支援物資物流に関する規制緩和の要望事項

支援物資物流に関する規制緩和の要望事項を輸送モード別に整理する。

支援物資物流に関する規制緩和の要望事項①

	概要	関連法規	トラック	航空	海上	鉄道
○タンクローリーに係る規制(車両関連)	・高速道路における緊急車両の扱いに係る最寄警察署への申請・認可手続きについての規制緩和、迅速化。 ・タンクローリーの長期間応援における蔵置場所の移転手続きの除外など(応援地区に車庫の無い輸送会社での対応困難の軽減)。 ・タンクローリーへの積載品名の表示義務の一時除外など(給油を強要する一般車の追尾による危険の回避)。 ・営業区域外での活動(配送)、点呼業務の緩和。	・危険物運送車両に関わる法制 ・貨物自動車運送事業法	○			
○タンクローリーに係る規制(消防関連)	・燃料等のライフライン物資の輸送に際し、消防法等により、駐車時間や積載量が規制されており、輸送業務および事業継続で支障となった。これを回避するためには一時的な規制緩和が必要。	・消防法	○			
○タンクローリーの通行規制	・石油ローリー車の災害時優先車両としての無条件指定。(無条件が難しい場合は、緊急通行証の手続き簡素化) ・長大、水底トンネル規制(石油積載車両の通行規制)解除の検討。 ・大型車通行禁止時間の緩和。 ・大型車重量規制の緩和。	・道路法 ・道路交通法	○			
○「緊急通行車両確認証明書」「緊急車両通行標章」の円滑な発行	・平常時から、「証明書発行のしくみや手順」「事前の社名エントリー制」「被災地へ向かう通行情報の提供」等について検討し、制度化しておく必要。	・道路交通法	○			
○緊急車両に関する規制緩和	・激甚災害発生時に各民間団体が被災地支援の為に支援物資・機材・人員等を輸送する際、災害時優先道路の使用に関して、以下を要望。 ・貨物自動車以外の「乗用車(例:マイクロバス等)」への規制緩和。 ・食料品・生活用品以外の「災害復旧貨物(例:発電機など)」などへの規制緩和 ・原則として、災害発生後24時間以内の災害時優先道路の使用許可に係る通達。	・道路交通法	○			
○ディーゼル車規制の一時的緩和	・今般の震災に際し、8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)の一部の地域外からの流入車を含め排出基準に適合しない自動車の走行を禁止する独自の制度により当初は通行が禁止された。後に規制が緩和され、未対策車両の応援車の該当地区通り抜けが可能となったが、今後下記対応が必要。 ・規制地区内が被災した場合の未対策車の応援車派遣の法的整備。 ・都府県の災害時運用等の簡素化や統一化(東京都では通行する車両リスト提示が求められた)。	・自動車Nox・PM法	○			
○道路規制の対象車両の緩和	・首都直下地震発生時には緊急交通路が敷かれ、環状7号線以内へは車両は勿論、バイク、自転車も交通規制の対象になるが、企業の事業継続のためには緊急人員の招集が不可欠であり、以下の対応を要望。 ・緊急車両の優先順位をつけ(例として、1救急関係、2医療関係、3支援物資関係等)復旧に必要な企業を事前に登録をして、車両の通行を可能とする。 ・事業継続の緊急人員を招集する為の自転車及びバイクの通行を可能とする。	・首都直下地震における交通規制	○			
○車検の緩和	・被災地外からの応援車両について、車検期限の一時的延長などの弾力運用が必要(車検取得のための応援中断による供給力ダウンを回避)。	・道路運送車両法	○			

(資料)日本経済団体連合会「災害発生時における各種法規制等に係る主な要望事項」より作成

支援物資物流に関わる規制緩和の要望事項(経団連資料より)

支援物資物流に関する規制緩和の要望事項②

	概要	関連法規	トラック	航空	海上	鉄道
○道路使用許可証の申請手続きの簡素化	・鉄道施設や工場等の災害復旧工事に際して、クレーン車や高所作業車等の使用許可が必要だが、申請して許可を得られるまで時間を要するため、この手続きの簡素が必要。	・道路交通法	○			
○ジェット燃料給油車両(レフューラー)の緊急支援登録	・ジェット燃料給油車両(レフューラー)は、通常公道を走行できない。これについて、緊急支援車両として登録、通行ができれば、臨時設置のヘリポート等の航空燃料供給が可能であり、手続きのルール化や一時的な規制緩和が必要。	・道路運送車両法 ・消防法 ・航空法	○	○		
○航空燃料に関する規制の緩和措置等	・タンクローリーからジェット燃料給油車両(レフューラー)への直接荷卸の一時規制緩和。 ・タンクローリー、ジェット燃料給油車両(レフューラー)の指定場所以外での駐車の一時的規制緩和。 ・米軍仕様の仮設タンク(ラバー製)の使用の一時的規制緩和。	・消防法 ・航空法	○	○		
○海上油濁規制の一時的解除	被災した製油所近辺で船体に油が付着した船の出航が制限された。一時的な制限緩和の対応などが望まれる。	・海洋汚染防止法			○	
○輸入船の入港回数制限の緩和(現状は年間12回まで)	・災害により製油能力が低下した場合、輸入による供給能力の向上が必要。	・ソーラス条約(SOLAS条約)			○	
○外航船等を内航船臨時投入認定手続きの簡素化		・内航海運業法			○	
○沿海船の航行区域の緩和(現状は20マイル以内)		・船舶安全法			○	
○労働法制の弾力的運用	・災害時における事業継続に向けては、弾力的な労働時間管理、勤務体制の確保が不可欠。	・労働基準法、船員法 等	○	○	○	○
○災害時における自動車運転手の勤務時間の弾力的運用・労働基準法		・道路運送事業法 ・貨物自動車運送事業法輸送安全規則	○			
○災害対応に伴う長時間労働への対応	・所定時間外労働は特別条項で定めている時間までは延長が可能であるが、回数は年6回以下(年の半分まで)の制限がある。災害時においては、事業継続・再開に向けての緊急対応のために、これを緩和できる仕組みが望まれる。	・労働基準法	○	○	○	○
○労働者への安全配慮義務違反への配慮	・地震後、余震で壊れそうな建屋で事業を継続した場合、平時と同様に労働安全衛生法が適用されれば、労働者への安全配慮義務違反などの問題が生じてしまう。経営者責任軽減についての一定の配慮が必要である。	・労働安全衛生法 ・労働契約法	○	○	○	○
○有資格者による業務制限の一時的な緩和	・有資格者が被災して業務を遂行できない場合、該当資格に相当する実務経験等を有する場合に限り、代行者による業務遂行を認めることが必要。	・貨物自動車運送事業法 ・消防法 ・警備業法 等	○	○	○	○

(資料)日本経済団体連合会「災害発生時における各種法規制等に係る主な要望事項」より作成

支援物資物流に関する規制緩和の要望事項③

	概要	関連法規	トラック	航空	海上	鉄道
○大規模災害発生時における各種規制緩和措置の自動的・包括的適用	災害対策基本法に民間企業が自ら行う緊急対策に必要な規制緩和措置を一括して自動的に適用とする措置を設ける。	災害対策基本法(内閣府)	○	○	○	○
○緊急輸送のためのヘリの離発着許可	緊急輸送のためのヘリの離発着にあたって適正かつ安全な離発着場所が確保できる場合の緊急利用を可能とする。	航空法第79条(国土交通省航空局)		○		
○緊急物資の投下	緊急物資の輸送において適切な離発着場所を確保できない場合に、緊急物資の投下を可能とすること。	航空法第89条(国土交通省航空局)		○		
○空港の発着時間制限緩和	緊急物資の輸送において、夜間の離発着を可能にするように運用時間制限を緩和すること。	空港法第12条空港供用規定(国土交通省航空局)		○		
○海上輸送・港湾、漁港、船舶利用の制限緩和	緊急輸送にあたって、漁船や漁港を利用した貨物輸送を可能にすること。	海上運送法(国土交通省) 港湾法(国土交通省) 漁業法(農林水産省) 漁港法(農林水産省)			○	
○緊急輸送のための燃料供給・補給に関わる規制緩和	企業が自ら実施する緊急輸送のための車両の燃料供給・補給にあたって、社内のインタンクの活用、走行中のタンクローリーの活用その他、通常の燃料販売経路以外の燃料供給を可能とすること。	消防法等(消防庁等)	○			
○緊急輸送におけるトラックドライバーの連続運転時間制限の緩和	災害時の緊急輸送にあたって、運転者の過労防止等の適切な措置を確保しつつ、連続走行や営業所への帰社に関する管理基準を緩和すること。	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項、第20条第1項第5号 国土交通省基準告知第1365号「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(国土交通省)	○			
○非常用発電機・発電室、備蓄燃料タンク等の設備整備の規制緩和	緊急時の電力供給を可能とする非常用発電機・発電室、備蓄燃料タンク等の設備整備にあたって、所要の手続きを簡素化し、迅速な整備が可能になるようにすること。	消防法等(消防庁等) 大気汚染防止法(環境省)	○	○	○	○

支援物資物流に関する規制緩和の要望事項④

	概要	関連法規	トラック	航空	海上	鉄道
○電源設備の代替電源の新設に関する諸手続きの簡素化・適用除外	被災した電源設備の復旧、代替電源の設置、およびそれらに付帯する事務所・宿舍の設置に係わる関係法令手続きについて、簡素化または適用除外する。	電気事業法48条工事計画届出(経済産業省) 電気事業法9条変更届出(経済産業省) 建築基準法6条確認申請(国土交通省) 工場立地法8条特定工場(経済産業省) 消防法11条、11条の2設置許可・完成検査(総務省) 文化財保護法125条第1項(文部科学省)	○	○	○	○
○非常用予備発電機の常用利用に関する規制緩和	非常用予備発電機の半常用利用を、緊急措置による「非常用」扱いとして認めていただきたい。非常用予備発電機の半常用利用が、「常用」扱いとなる場合は、大気汚染防止法及び東京都条例で定められている排出規制を緩和いただきたい。	電気事業法(経済産業省) 大気汚染防止法(環境省)	○	○	○	○
○海外からの緊急輸入に關するの通関・検査手続きの簡素化	震災対応にて急遽対応する製品・原材料や、被災地向け物資(飲料・食料など)の輸入に関する税関・検疫手続きの簡素化を求める。	関税法(財務省) 食品衛生法(厚生労働省) 薬事法(厚生労働省) 家畜伝染予防法(農林水産省)		○	○	
○緊急通行車両手続きの簡素化等	有事の緊急通行車両手続きを簡素化すべきである。地方自治体(災害対策本部)や経済産業省、資源エネルギー庁(石油連盟)を含めた「緊急通行車両」の取扱いのルールを策定すべきである。	災害対策基本法第33条(警察庁)	○			

(資料)公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会「東日本大震災に関するJILSとしての要望・提言」(第2版)より作成

協議会以降にヒアリングで補強